

第2次再犯防止推進計画（案）に関する ご意見を募集します

安心して暮らせる社会を目指して、あなたの声をお聞かせください

主催	加古川市 福祉部 高齢者・地域福祉課
日時	令和6年12月12日（木）から令和7年1月14日（火）まで
場所	・市役所 市民ロビー（新館1階）、高齢者・地域福祉課（本館2階） ・各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ ・各公民館 ・人権文化センター ・総合福祉会館
内容	犯罪や非行から立ち直ろうとする人を含めて、誰もが安全で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、「第2次再犯防止推進計画」の策定をすすめています。 そこで、みなさんのご意見、ご提案をこの計画に反映させるため、パブリックコメント（意見公募）を実施します。この計画（案）に対する皆さんのご意見、ご提案をお聞かせください。 （ 初めて ・ 恒例 ・ 2回目 ）
対象（参加者）	・市内に在住、在勤、在学の方 ・市内に事業所（事務所）を有する個人、法人その他の団体 ・市内に活動場所がある団体、その構成員 ・市に納税義務を有する方 ・計画について利害関係のある個人、法人その他の団体
申込先・方法	意見提出用紙に必要事項を記入し、以下のいずれかにより提出 ・閲覧場所に設置している意見提出箱へ投函 ・郵送（〒675-8501 加古川町北在家 2000 高齢者・地域福祉課宛） ・FAX（079-421-2063） ・市ホームページ問合せフォーム こちらから→ 
市ホームページ	掲載済み ・ 掲載予定 ・ 掲載しない
広報かこがわ	12月号に掲載 ・ ●月号に掲載予定 ・ 掲載しない

意見募集要項

1 意見を募集する案件

第2次加古川市再犯防止推進計画(案)

2 意見募集期間

令和6年12月12日(木)から令和7年1月14日(火)まで

3 意見を提出できる方

- ア 市内に在住している方
- イ 市内に在勤、在学している方
- ウ 市内に事業所(事務所)がある個人、法人その他の団体
- エ 市内に活動場所がある団体、その構成員の方
- オ 加古川市に納税義務を有する方
- カ 加古川市再犯防止推進計画について利害関係のある個人、法人その他の団体

4 意見の提出方法

意見書は、次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 市役所窓口(2か所)に設置した意見箱への提出

- ① 市役所 新館1階 市役所案内(市民ロビー)
- ② 市役所 本館2階 福祉部 高齢者・地域福祉課(36番窓口)

(2) 各施設の窓口(19施設)に設置した意見箱への提出

- ① 各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ
- ② 各公民館
- ③ 人権文化センター
- ④ 総合福祉会館

※市民センターと公民館が併設している場合は、合わせて設置しています。

(3) 郵送による提出

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 加古川市役所 高齢者・地域福祉課

※ 令和7年1月14日(火)【必着】

(4) FAXによる提出

079(421)2063 高齢者・地域福祉課

(5) 市ホームページ問い合わせフォームによる提出

ホーム > 組織から探す > 福祉部 > 高齢者・地域福祉課 >
地域福祉 > 「第2次加古川市再犯防止推進計画(案)」に関する
パブリックコメントの実施について



(裏面あり)

5 提出いただいたご意見の取扱い

- ・提出いただいたご意見は、内容ごとに整理のうえ、市の考え方を公表いたします。なお、意見提出者に直接の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・ご記入いただいた連絡先等の個人情報については、ご意見の内容について問い合わせをする際にのみ利用いたします。

6 ご注意いただきたい点

- ・意見提出にあたっては、住所、氏名（法人などの団体の場合は、所在地、団体名及び代表者の氏名）、連絡先を必ずご記入ください。住所・所在地が加古川市外の場合は、加古川市内の勤務地や学校の名称・活動場所等もご記入ください。これらの記載がない場合は、意見提出として受付できません。
- ・意見提出用紙は、別紙の様式をご利用ください。ホームページからダウンロードできるほか、上記4の意見書提出先でも配布しています。
- ・様式以外の用紙に意見を記載していただくことも可能です。その場合、住所（所在地）、氏名（団体名および代表者氏名）、連絡先の記入漏れがないようご注意ください。
- ・口頭でのご意見は受付できません。

7 お問い合わせ先

加古川市 福祉部 高齢者・地域福祉課

TEL:079-427-9205 【直通】

FAX:079-421-2063

第2次（令和7～11年度）
加古川市再犯防止推進計画

【概要】

加 古 川 市

1 計画策定の趣旨

近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、再犯者率は50%近くで高止まっており、引き続き再犯を防止することが重要な課題となっている中、国や県において新たな再犯防止推進計画が策定されたことを受け、本市においても、これらの計画を勘案しつつ、再犯防止推進にかかる現状の課題を改めて整理するとともに現行計画を見直し、「第2次加古川市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として、国や兵庫県の定める再犯防止推進計画を勘案して定めます。また、「加古川市総合計画」を最上位計画とし、「加古川市地域福祉計画」等これまでに策定され、実行されてきた各計画との整合性を図りながら定めるものです。

3 計画の期間

令和7年度(2025年)～令和11年度(2030年)の5か年

4 計画の策定体制

本計画の策定するにあたり、庁内関係各課による「加古川市再犯防止推進計画策定連絡会議」を設置し、情報や課題の共有を図るとともに、オブザーバーである市内矯正施設や保護司会をはじめとする関係機関等の意見を取り入れながら審議を行ってきました。作成した素案について、パブリックコメントの実施(12月14日から予定)を経て策定します。

5 基本理念

未来につながる 支えあいのまち 加古川 ～今一度 みんなでつなぎ育てる 地域づくり～

6 重点取組

- 1 安心・安全なまちづくりの推進
- 2 さまざまな支援の充実
- 3 こどもの健全育成を支えるしくみの充実
- 4 広報・啓発活動の推進
- 5 関係機関・団体等との連携の強化

7 計画の体系(基本目標・施策)

- 1 安心・安全なまちづくりの推進
 - (1) 犯罪防止に配慮したまちづくり
 - (2) 一人ひとりの防犯意識の向上
 - (3) 地域の防犯ネットワークの構築
- 2 さまざまな支援の充実
 - (1) 就労支援
 - (2) 住居の確保の支援
 - (3) 保健医療・福祉サービスの充実
 - (4) 地域での見守り
- 3 こどもの健全育成を支えるしくみの充実
 - (1) 非行の防止
 - (2) 修学・学習支援の充実
 - (3) 家庭・学校園・地域との連携強化

- 4 広報・啓発活動の推進
 - (1) “社会を明るくする運動”の推進
 - (2) 人権意識の高揚
 - (3) 民間協力者の活動支援
- 5 関係機関・団体等との連携の強化
 - (1) 関係機関との連携強化
 - (2) 民間協力者との連携強化
 - (3) 地域住民を中心としたつながりの強化
 - (4) 計画の推進体制の充実

8 計画の推進体制

本計画を着実に推進するため、庁内各課が相互に連携して再犯防止施策に取り組むとともに、定期的に進捗状況を把握・評価し、計画の進行管理を行います。その中で見つかった課題については、関係各課で共有するとともに対策を検討し、適宜取組の見直しを行っていきます。

また、引き続き、大阪矯正管区や市内の矯正施設、保護司会等と情報共有を図り、連携・協力しながら、再犯防止のための取組を進めていきます。

9 スケジュール

	年 月 日	内容（予定）
第1回	令和6年 7月29日（月）	① 計画の骨子案について ② 各課における取組状況及び課題等について ③ 関係機関における取組状況及び課題等について
刑務所 見学	10月1日（火）	加古川刑務所見学
第2回	10月8日（火）	① 保護司会へのヒアリング結果について ② 計画の骨子について
第3回	11月15日（金）	① ハローワーク加古川へのヒアリングについて ② 計画の素案について ③ パブリックコメントの実施について
令和6年12月12日（木） ～令和7年1月14日（火）		パブリックコメント
第4回	令和7年 2月18日（火）	① パブリックコメントの実施結果について ② 計画最終案について